日乗連ニュース
ALPA Japan NEWS
www.alpajapan.org Date 2009.12.24 No. 33 - 32

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5－11－4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

【医師ユニオンでの講演が紹介されました。】

去る11月22日に全国医師ユニオンの総会が開催されました。そこで以前よりパイロットと医師の労働条件や事故（航空事故、医療事故）に関して共通する事項が多くあることから、日乗連から講演してほしい旨依頼がありました。日乗連からはLEGAL委員会和田機長、AAP委員会高本機長がそれぞれ、「乗員の労働条件と疲労」「事故調査と捜査」について講演を行いました。

その内容がso-net m3,com（医療関係者のhomepage）で以下のように紹介されました。

11/23号 パイロットと医師、勤務実態と事故調査で共通点

「健康なくして安全は実現できない。健康管理・体調に応じたスケジュール調整の必要」

「重要なことはエラーの防止ではなく、避けられないエラーを安全に管理すること」

「事故の調査と捜査を完全に分離し、真相究明と再発防止を目指すことが国民の利益に直結する」

これらは医師のコメントではありません。今年5月に発足した「**全国医師ユニオン**」が11月22日、東京都内で開催した集会で、記念講演した**現役・元パイロットの発言**です。勤務環境と事故を取り巻く状況が、医師とパイロットの間で共通点が多いことが分かります。

1．運航乗務員の勤務と疲労：日本乗員組合連絡会議副議長・和田朋亮氏

同会議は、ANA や JAL の機長らの乗員組合・団体で組織する連絡会議です。日本の全乗員の約95%をカバーする組織（構成員は約5200人）。

和田氏は、ANAのボーイング777の機長。「1993年以降、規制緩和政策と各航空会社の勤務基準の切り下げがあり、就業規則の一方的不利益変更や労使協定の改悪の圧力がある」と和田氏。

短時間に離発着を繰り返す国内線と、長距離の国際線では事情が違いますが、「早朝から深夜まで、時差を抱えた勤務。定期運航のプレッシャーもあり、1 分単位で時間に追われる。天候に左右され、緊張感の連続。機内の湿度はほぼ 0%で、騒音、低気圧の状態。年間 120 日を超えるホテル宿泊。3 食とも操縦室内で乗員食を膝の上で食べることも多く、食欲も減退してしまう」と和田氏は、勤務の過酷さを語ります。

地方空港では交代要員不在のことが多く、欠航の事態にもなり得ることから、極度の疲労を感じても交代の申し出がしにくいとか。ANAの全機種の機長の平均乗務時間は1995年44.1時間、96年47.3時間、97年51.3時間と着実に伸び、そんな中、2000年9月、機長が操縦室内で意識不明になり、その後、搬送先の病院で死亡（旧運輸省航空局は重大インシデントと認定）、その労災認定をめぐる裁判はいまだに続いています。

労基法ではなく、「日本も、また欧米でも、各社の労使協定が実際の乗務制限の役割を果たしている」（和田氏）そうです。「航空従事者を対象にした、航空労働法が必要。業務の安全性に対する社会的責任があるなど、医師とパイロットの勤務には共通点も多い」と語る和田氏は、全国医師ユニオンとの情報交換などの必要性を述べ、講演を締めくくりました。

2. 事故調査と国民の利益：日本乗員組合連絡会議事故対策委員・高本孝一氏

「私は元刑事被告人」と自己紹介した高本氏。高本氏は、1997 年の JAL706 便事故の機長で、2002 年 5 月に業務上過失致死傷罪で起訴されましたが、2007 年 1 月に名古屋高裁で無罪となっています（詳細は日本航空機長組合のホームページ）。

「熟練した者でもエラーを起こす。人間と技術が関与し合うシステムでは、エラーは常に起こり得るものとして、受け入れなければならない」として、「エラーと違反は違う。エラーに対しては、組織対応によるシステムの改善が必要」と説く高本氏。

その上で、日本の航空事故調査の問題点を指摘します。国際民間航空条約（第 13 条付属書）では、（1）事故調査の唯一の目的は再発防止、（2）罪と責任を課す手続きは分離すべき、（3）事故調査で得られた情報は安全性向上以外の目的に使用してはならない、などと定められています。

しかし、日本では「1990 年ごろから刑事責任追及の動きが台頭してきた。私の刑事裁判では、『極めて異例』と報道されたが、検察は、『被害者の代わりに正義を実践』と主張した」（高本氏）。

日本の航空機事故調査では、「**警察庁と事故調査機関との覚書**」があり、**警察捜査が優先され、事故調査報告書は裁判に利用**されます。「事故調査と刑事捜査の事実認定は違う。事故調査では再発防止が目的なので、推定原因でもいいが、それが刑事捜査に用いられると冤罪につながる」と高本氏は問題視。「ただ最近、被害者は、責任追及よりも、真相が知りたい、事故の経験を生かしてほしい、といった思いに変わってきた。この期待に応えるためにも、調査と捜査を完全に分離し、真相究明と再発防止を目指すことが必要」と高本氏は訴えます。

和田氏と高本氏に共通していたのは、諸問題の解決には、世間に情報発信をして理解を得る必要性を強調していた点。これは、医療界にも当てはまります。

そのほか、この日の集会では、**山形大学医学部長の嘉山孝正氏**が講演、医学部教育の重要性について持論（「教授が真剣に教育すれば学生も応えてくれる」を参照）を展開した上で、中医協委員でもある嘉山氏は、診療報酬上での医師の技術料評価、待遇改善の必要性を主張しました。

なお、全国医師ユニオンは 11 月 22 日、記者会見を開き、「**医療機関における 36 協定全国調査結果**」を公表しています（『「過労死ライン」の 36 協定締結、国公立・公的病院の 15%』を参照。**当日の配布資料は当記事に添付**）。